

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和5年10月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型コロナウイルス感染症等について、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の10の項及び93の2の項に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	1 MICJET番号連携サーバ 2 Acrocity行政基本システム 3 中間サーバ 4 eG-Wellness健康管理システム 5 ワクチン接種記録システム(VRS) 6 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)乳幼児予防接種台帳 (2)高齢者インフルエンザ予防接種台帳 (3)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種台帳 (4)新型コロナウイルス予防接種台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10、93の2の項 (新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合に限る。) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、115の2の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課、健康増進課
②所属長の役職名	子育て支援課長、健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3150
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3177 健康増進課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1 TEL:0977-73-3130

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月6日	I 5. ②所属長	健康増進課長 高倉 伸介	健康増進課長 利光 隆男	事後	
平成28年5月6日	I 1. ②事務の概要	・番号法 ・別表第一項番10	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号) ・別表第一の10の項	事後	
平成28年5月6日	I 1. ③システムの名称	なし	1 Tops21-e 統合宛名システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 中間サーバー	事後	
平成28年5月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 10の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 10の項	事後	
平成28年5月6日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (別表第二における情報照会の根拠) 17、18、19の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) なし (主務省令における情報照会の根拠) 第13条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第13条	事後	
平成28年5月6日	II 1. 対象人数	平成26年11月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年5月6日	II 2. 取扱者数	平成26年11月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	
平成28年12月22日	I 1. ③システムの名称	1 Tops21-e 統合宛名システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 中間サーバー	1 Tops21-e 統合宛名システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 中間サーバー 4 eG-Wellness 健康管理システム	事後	
平成28年12月22日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第13条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成29年7月7日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4号	事後	
平成29年7月7日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第13条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
平成29年7月7日	I 5. ①部署	福祉対策課	子育て支援課	事後	
平成29年7月7日	I 5. ②所属長	福祉対策課長 原田 秀正	子育て支援課長 佐藤 久美子	事後	
平成29年7月7日	I 8. 連絡先	福祉対策課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地の1 Ⅰ☎:0977-73-3121	子育て支援課 〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地の1 Ⅰ☎:0977-73-3177	事後	
平成29年7月7日	II 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成29年7月7日	II 1. 対象人数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成29年7月7日	II 2. 取扱者数	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月13日	I 3. 法令上の根拠	1. ～2. (略) 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4号	1. ～2. (略) 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4号	事後	
平成30年6月13日	I 5. ②所属長の役職名	子育て支援課長 佐藤久美子、健康増進課長 利光隆男	子育て支援課長、健康増進課長	事後	
令和1年6月10日	I 3. 法令上の根拠	1. ～2. (略) 3. 番号法第9条第2項及び日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日日出町条例第30号)第4号	1. ～2. (略)	事後	
令和1年6月10日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第12条の2 (情報照会の根拠) ・(略) ・(略)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・(略) ・(略)	事後	
令和1年6月10日	I 7. 請求先	(略) 大分県速見郡日出町2974番地の1 (略)	(略) 大分県速見郡日出町2974番地1 (略)	事後	
令和1年6月10日	I 8. 連絡先	(略) 大分県速見郡日出町2974番地の1 (略) (略) 大分県速見郡日出町2974番地の1 (略)	(略) 大分県速見郡日出町2974番地1 (略) (略) 大分県速見郡日出町2974番地1 (略)	事後	
令和1年6月10日	II 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	II 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	なし	項目の追加	事後	新様式への変更
令和2年9月16日	I 1. ③システムの名称	1 Tops21-e 統合宛名システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 中間サーバー 4 eG-Wellness 健康管理システム	1 MICJET番号連携サーバ 2 Acrocity行政基本システム 3 中間サーバ 4 eG-Wellness健康管理システム	事前	令和2年11月24日より変更
令和2年9月16日	II 1. 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日	事後	
令和2年9月16日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月6日	I 3. 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一 10の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項	事後	
令和3年7月6日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二 16の2、17、18、19の項 ・主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19の項	事後	
令和3年7月6日	II 1. 対象人数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月6日	II 2. 取扱者数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月24日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の10の項及び93の2の項に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p>	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の10の項及び93の2の項に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事前	
令和4年3月24日	I 1. ③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1 Tops21-e 統合宛名システム 2 Tops21-e 共通管理システム 3 中間サーバー 4 eG-Wellness 健康管理システム 	<ol style="list-style-type: none"> 1 MICJET番号連携サーバ 2 Acrocity行政基本システム 3 中間サーバ 4 eG-Wellness健康管理システム 5 ワクチン接種記録システム(VRS) 6 サービス検索・電子申請機能 	事前	
令和4年3月24日	I 2. 特定個人情報ファイル名	<ol style="list-style-type: none"> (1)乳幼児予防接種台帳 (2)高齢者インフルエンザ予防接種台帳 (3)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種台帳 	<ol style="list-style-type: none"> (1)乳幼児予防接種台帳 (2)高齢者インフルエンザ予防接種台帳 (3)高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種台帳 (4)新型インフルエンザ予防接種台帳 	事前	
令和4年3月24日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 10の項	<p>番号法第9条第1項及び別表第一 10、93の2の項</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会を行う場合に限る。)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事前	
令和4年3月24日	I 4. ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19の項</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、16の3、115の2の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号及び別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項</p>	事前	
令和4年3月24日	II 1. 対象人数	令和3年3月31日	令和4年3月1日	事前	
令和4年3月24日	II 2. 取扱者数	令和3年3月31日	令和4年3月1日	事前	
令和4年10月24日	II 1. 対象人数	令和4年3月1日	令和4年7月1日	事後	
令和4年10月24日	II 2. 取扱者数	令和4年3月1日	令和4年7月1日	事後	
令和5年10月27日	I 1. ②事務の概要	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の10の項及び93の2の項に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	<p>本事務は、予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるもの並びに新型インフルエンザ等について、町内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、実施対象者の把握、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)(平成25年5月31日法律第27号)においては、別表第一の10の項及び93の2の項に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において特定個人情報を用いることとなる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行い、予防接種の実施後、接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p> <p>また、予防接種の実施後に、接種者からの窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能による申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	
令和5年10月27日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日	令和5年8月1日	事後	
令和5年10月27日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日	令和5年8月1日	事前	